

(会計の原則)

第2条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

- 一 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- 二 すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。
- 三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明らかに表示すること。
- 四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

※昭和46年4月1日制定

1 会計の原則

本条は、「会計の原則」と見出しがつけられているが、企業会計等の会計では、ふつう一般原則と呼ばれているもので、会計の処理及び計算書類の作成にあたっての基本的かつ共通的な事項を「原則」として掲げたものである。いずれも、その原則のみで内容を理解しても意味がなく、具体的な会計処理及び計算書類作成に関連づけて理解することが必要である。

2 真実性の原則

第1号は、いわゆる真実性の原則といわれるものである。

この号では、財政及び経営の状況について真実の内容を表示することを求めているが、といて、決して絶対的に真実な財政及び経営の状況の表示を求めているわけではない。

言うなれば会計の分野ではこれが真実だという絶対的真実を主張するのは困難であり、よつて、真実性の原則は、いろいろの処理の原則すなわち複式簿記の原則、明瞭性の原則や継続性の原則等に支えられて、会計の真実を主張する。

3 複式簿記の原則

第2号は、複式簿記の原則といわれるものである。

企業会計等では一般に「正規の簿記の原則」と呼ばれているものだが、本条第2号では「複式簿記の原則」としている。これは、学校法人会計基準が制定される以前の学校法人会計では、複式簿記法による帳簿記入がさほど普及しておらず、したがつて、この原則の呼び方は、「基準」制定後、複式簿記法の定着をすみやかに図るためと考えられる。

この原則は、記録の網羅性、記録の検証可能性及び記録の秩序性を求めるが、要は客観的な証拠に基づいて秩序立てて記録した会計帳簿によつて作成した計算書類でないと、活

動の実体を真実に表わしたものとして信用できないということにすぎない。

すなわち、取引発生ごとに帳簿記入をして、その帳簿記入に基づいて計算書類を作成することは、帳簿なしの計算書類に比して格段に信頼性があると考え、これを真実性の原則を支えるものとするのである。

4 明りょう性の原則

第3号は、いわゆる明りょう性の原則といわれるものである。

財政及び経営の状況を正確に判断するためには、必要な会計事実が明りょうに表示されていなければならない。そのためには、会計事実を整理する際にも、その結果による計算書類の表示の際にも、全ての事項が明りょうであることが求められる。

明りょうでない計算書類は、真実な計算書類ではない。正に計算書類の読み手に財政及び経営の状況が正確に伝わることを求めることによって、真実性の原則を支えるのである。

また、この明りょう性の原則からして特に注意しなければいけない事項にいわゆる「注記」の問題がある。注記の方法には脚注と付記の方法があるが、基準で定めている注記は、脚注が主体となっている。

「基準」をみるに、脚注(注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう)としての記載は、第34条(重要な会計方針等の記載方法)に定められており、ここでは、重要な会計方針、重要な会計方針の変更、減価償却累計額、徴収不能引当金合計額、担保資産の種類と額、基本金未組入額、第4号基本金に対応する資金及びその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項が求められている。

しかしながら、計算書類によって財政及び経営の状況を明りょうにみるためには、このような脚注以外にも計算書類への説明記載が望ましい場合がある。

また、第5条が定めている総額表示の要請は、この明りょう性の原則から求められたものといえる。

5 継続性の原則

第4号は、いわゆる継続性の原則といわれるものである。

継続性の原則は、採用する会計処理の原則及び手続の継続適用と計算書類の表示方法の継続適用との二通りの継続性を求めている。

真実性の原則でも指摘したが、残念ながら会計は絶対的な真実を計算書類の上に表わすことができない。事実、ある活動に対して二つ以上の処理方法が認められることがあり、正に絶対的な処理方法が決められないが故に、継続性の原則が計算書類の真実性を支えるのである。いうならば、会計処理及び手続の継続性は、毎期の財政と経営の連続しての比較可能性を可能にし、絶対的な真実性を掲げることができない会計を、相対的な真実ということに置き換えるのである。

企業会計原則注解は継続性の原則について、次のように解説している。

「企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている場合である。

このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。

従って、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない。

なお、正当な理由によって、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを当該財務諸表に注記しなければならない。」

また、計算書類における表示の継続性も明瞭性から求められるとともに、真実性の一つの要件である。

なお、企業会計原則の継続性は、「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」であり、企業会計原則には計算書類の表示方法の継続性は、それ単独では示されていない。よって、「基準」において計算書類の表示方法の継続性を明示した重要度を認識すべきである。

(収益事業会計)

第3条 私立学校法(昭和24年法律第270号)第26条第1項に規定する事業に関する会計(次項において「収益事業会計」という。)に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行わなければならない。

2 収益事業会計については、前2条及び前項の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

※昭和46年4月1日制定・昭和51年4月1日改正

1 区分経理と会計原則

本条は、収益事業の会計に関しては、前2条及び前項の規定を除きこの省令(「基準」)の規定は適用せず、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行わなければならないことを定めたものである。

私立学校法第26条第1項は、「学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。」として、学校法人が収益事業を自らの計算において行うことを認めるとともに、その第3項において「第1項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。」旨を定めている。この定めを受けての本条である。

また、この「基準」は、学校法人の公益性に鑑み、その拠るべき会計の基準を定めたものであるが、学校法人の収益事業は、私立学校の経営援助を目的としているとはいえ、その性格は企業的であるので、この「基準」によることは適当でなく、一般企業の場合に準拠した会計処理が適当であるとし、その旨の定めが本条第1項である。

※私立学校法

(収益事業)

第26条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第1項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

2 私立学校法第26条と事業種類の公告

(1) 私立学校法第26条

学校法人の収益事業経営を認めた私立学校法第26条は、さらにその第2項で「前項の事

業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。」としており、その告示で学校法人が収益事業として経営することのできる事業種類を次のように公告している。

(2) 収益事業の種類

文部科学省は、上記の経営することができる事業種類の限定について、文部科学大臣所轄学校法人に対して文部省告示第68号「文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件」（昭和25年11月8日文部省告示第68号、最終改正平成20年8月20日文部科学省告示第141号）によって、農業等18業種を告示している。したがって、学校法人が経営することができる事業の種類は、この公告されたものに限られるのである。

なお、収益事業の種類公告は、各所轄庁が行うこととなっているので、都道府県知事所轄法人に対しては、この告示とは別に各都道府県が明らかにしている。その内容については、各都道府県の告示を参照されたい。

※文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件
第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業
- 十 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 十一 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業（他に分類されないもの）

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

(3) 収益事業の要件

しかしながら、学校法人は、上記(2)の事業をいつ如何なる時点からでも任意に経営で

きるわけではない。学校法人がこれらの事業を経営する場合には、所轄庁の認可を受けなければならない、学校法人が経営する事業は、この所轄庁の認可を受けて始めて収益事業と呼ばれることになるのである。

※私立学校法

(寄附行為変更の認可等)

第45条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 略

(申請)

第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない

一～八 略

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十～十二 略

また、先の文部科学省令告示第141号は、第1条に次のような定めを置き、この収益事業に今ひとつの制限を付している。

「第1条 私立学校法第26条第1項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

一 経営が投機的に行われるもの

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの

三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの

四 自己の名義をもって他人に行わせるもの

五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの

六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの」

よって、収益事業を経営しようとする学校法人が、所轄庁にその認可(定款変更の認可)を申請する際には、これらのことをよく検討しなければならない。

なお、所轄庁は、一旦認可した収益事業であっても、私立学校法における収益事業経営の考え方に反する事業経営がされる場合には、その事業の停止を命ずることができる(私立学校法第61条)。

※私立学校法

(収益事業の停止)

第61条 所轄庁は、第26条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
- 三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

2 略

3 収益事業と補助活動事業

私立学校法上の収益事業は、その事業の経営が収益を目的とし、かつ、学校法人の寄附行為に当該法人が経営する事業として記載されていることが重要な要件である。したがって、同じ事業を経営しても、その事業の経営が収益を目的とせず、また、寄附行為にその記載がない場合には、その事業は、私立学校法における収益事業とはいえないこととなる。例えば、先の文部科学省告示第141号には、卸売業・小売業を収益事業として経営できるとされているが、校内に購買部を設置して事業を行っても、その目的が収益を得ることになく、学生生徒等の勉学上の便宜を図ることであるならば、私立学校法上の収益事業とはいえず、教育活動に付随して行われる事業、すなわち、付随事業(補助活動事業)と呼ばれることとなる。言い換えるならば、同じ物品販売を事業として行っても、収益事業として捉える場合もあり、補助活動事業として捉えられる場合もあるということである。

後述する4の平成21年2月26日付け20文科高第855号通知で、教育に付随する事業として補助活動事業が触れられている。この通知では、教育に付随する事業すなわち付随事業は、「補助活動」と「補助活動以外の活動」からなるとされており、通常、補助活動事業は、その性質、種類、規模からして事業実施に別段の留意は要しないが、その実施にあたってはこの通知の趣旨をよく理解して行われなければならない。

4 収益事業と付随事業

私立学校法上の収益事業も補助活動事業も、学校法人の本来事業である教育研究活動ではないにも係わらず、それぞれの必要性からその活動を認められてきたものである。そして、これらの事業や病院、農場、研究所等の附属機関の活動及び外部から委託を受けた試験、研究等の活動が、従来から学校教育の一部に付随して行われてきた事業として主なるものであったが、近年、学校法人において様々な性質、種類、規模の学校教育に付随する事業が見受けられるようになったため、平成21年2月26日付け20文科高第855号・文部科学省高等教育局私学部長通知「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて」が発出されている。付随事業にせよ収益事業にせよ、その実施にあたってはこの通知の趣旨をよく理解して行われなければならない。

※文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

(平成21年2月26日付け20文科高第855号文部科学省高等教育局私学部長通知)

このたび、私立学校法第26条に基づく収益事業告示(平成20年文部科学省告示第141号)の運用に当たっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについて、大学設置・学校法人審議会学校法人

分科会における検討を経て、別添のとおり取りまとめました。

については、付随事業や収益事業の実施に当たっては十分留意されるようお願いいたします。

なお、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、文部科学省においてその扱いについて検討中であり、別途、通知することを予定しております。当面、医療又は社会福祉事業を実施することを検討している場合(大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く)には、文部科学省に御相談いただくようお願いいたします。

【別 添】

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

1. 学校法人は、従来より、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業(以下、「付随事業」という。)及び収益事業を行うことができることとされているが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることにかんがみ、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていくことがふさわしいと考えられる。

2.～5. 略

1. 付随事業

(1) 事業範囲

別紙「文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲」内であること。

(2)～(5) 略

2. 収益事業

従来どおり、私立学校法第26条に基づき、収益事業告示(平成20年文部科学省告示第141号)に定める範囲内で行うものであり、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。また、私立学校の経営に関する会計(学校法人会計)から区分し、特別の会計(企業会計)として経理すること。

… 以下略 …

《別紙》

文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲

1. 目的

収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。

2. 実施主体

学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。

3. 事業の性質・種類

収益事業告示(平成20年文部科学省告示第141号)に定める範囲内であること。

4.～8. 略

5 法人税法と収益事業

さらに、収益事業という言葉は、法人税法においても用いられている。

学校法人については、法人税法では、その公益性や一般法人との公平性の立場から、その活動のうち法人税法で定めた事業(収益事業)についてのみ、法人税が課せられることとなっている(法人税法第4条、第7条)。

そして、法人税法では、法人税法施行令第5条で収益事業の範囲を定め、それに該当する場合はすべて収益事業とし、したがって、私立学校法では付随事業とされるものであっても、その事業が法人税法で定めた一定の事業に該当するものである限り、収益事業として法人税が課されることになり、反対に、私立学校法では収益事業とされるものであっても、その事業が法人税法で定めた一定の事業に該当しない場合には、収益事業として法人税が課されることはないということになる。

いうならば、私立学校法における収益事業と法人税法における収益事業とは、全く別の概念であって、それぞれの法の立場からその事業の判断をし、よって、収益事業としての判断が一致する場合も異なる場合もあることに留意したい。

なお、法人税法施行令第6条は、収益事業を営むいわゆる非営利法人の経理区分として、「公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。」とし、これは課税所得を正確に把握する必要から求められたものであり、私立学校法上の収益事業の私立学校法上からの要請である区分経理とは異なるものである。よって、法人税法において収益事業となるが私立学校法においては収益事業とならない補助活動事業等の付随事業については、私立学校法上(「基準」)においては教育事業と一体に経理され、法人税法上においてのみその区分経理が求められることとなる。

※法人税法

(納税義務者)

第4条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第84条第1項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第7条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第5条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 略

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。

七～四十四 略

《別表第二》 公益法人等の表(第2条、第3条、第37条、第66条関係)

略

学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項(専修学校及び各種学校)の

規定により設立された法人を含む。)

略

※法人税法施行令

(収益事業の範囲)

第5条 法第2条第13号(定義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

一 物品販売業(動植物その他通常物品といわないものの販売業を含むものとし、…以下略…)

二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～ホ 略

三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～チ 略

四 物品貸付業(動植物その他通常物品といわないものの貸付業を含む。)のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～ロ 略

五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～ニ

ホ 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業

へ 主として住宅の用に供される土地の貸付業(イからハまで及びホに掲げる不動産貸付業を除く。)で、その貸付けの対価の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの

ト～ヌ 略

六 製造業(電気又はガスの供給業、熱供給業及び物品の加工修理業を含むものとし、…略…)

七 通信業(放送業を含む。)

八 運送業(運送取扱業を含む。)

九 倉庫業(寄託を受けた物品を保管する業を含むものとし、第31号の事業に該当するものを除く。)

十 請負業(事務処理の委託を受ける業を含む。)のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件に該当するもの

ロ～ハ 略

ニ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条(定義)に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの(当該研究に係る実施期間が3月以上のもの並びにその委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているものに限る。)

十一 印刷業

十二 出版業(略)

十三 写真業

十四 席貸業のうち次に掲げるもの

イ 不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業

ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）

（１） 国又は地方公共団体の用に供するための席貸業

（２） 略

（３） 私立学校法第 3 条に規定する学校法人若しくは同法第 64 条第 4 項（私立専修学校等）の規定により設立された法人…略…がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業

（４） 略

十五 旅館業

十六 料理店業その他の飲食店業

十七 周旋業

十八 代理業

十九 仲立業

二十 問屋業

二十一 鉱業

二十二 土石採取業

二十三 浴場業

二十四 理容業

二十五 美容業

二十六 興行業

二十七 遊技所業

二十八 遊覧所業

二十九 医療保健業（略）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～ロ 略

ハ 私立学校法第 3 条に規定する学校法人が行う医療保健業

ニ～ヨ 略

三十 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは小型船舶（…略…）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授（…略…）のうちイ及びハからホまでに掲げるもの以外のもの又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授（…略…）のうちロ及びハに掲げるもの以外のもの若しくは公開模擬学力試験（…略…）を行う事業

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条（学校の範囲）に規定する学校、同法第 124 条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項（各種学校）に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの

ロ～ホ 略

三十一 駐車場業

三十二 信用保証業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～ロ 略

三十三 その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権(出版権及び著作権隣接権その他これに準ずるものを含む。)の譲渡又は提供(以下この号において「無体財産権の提供等」という。)のうち次に掲げるもの以外のものを行う事業

イ～ハ 略

三十四 労働者派遣業(…略…)

2 略

(収益事業を行う法人の経理の区分)

第6条 公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。

6 計算書類の記載

別表第一は、付随事業及び収益事業の収入を次のように計算書類に記載することを求めている。

(大科目)付随事業・収益事業収入

(小科目)補助活動収入

(小科目)附属事業収入

(小科目)受託事業収入

(小科目)収益事業収入

そして、それぞれに次のような科目説明を付している。

補助活動収入：食堂、売店、寄宿舍等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。

附属事業収入：附属機関(病院、農場、研究所等)の事業の収入をいう。

受託事業収入：外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。

収益事業収入：収益事業会計からの繰入収入をいう。

(1)収益事業収入

収益事業収入として処理される収益事業会計からの繰入収入とは、区分経理言うなれば別会計にしている私立学校法における収益事業からの収入、すなわち、収益事業成果の還元・利益の還元である。

なお、収益事業を行うにあたっての基礎造り、すなわち、事業開始時の支度金は、(大科目)資産運用支出(小科目)収益事業元入金支出で処理される。また、この元入資金の繰戻しは、(大科目)その他の収入(小科目)収益事業元入金繰戻収入で処理する。前述の事業成果の還元利益の繰入収入を処理する(小科目)収益事業収入ではない。

(2)附属事業収入・受託事業収入

附属機関の事業収入並びに受託事業から生じる収入は、それぞれ前述した(小科目)附属事業収入並びに(小科目)受託事業収入に処理される。そして、これらの収入に対応させられる支出は、(大科目)教育研究経費支出又は(大科目)管理経費支出に、それぞれの支出の内容に応じた小科目で処理される。

なお、大学の附属病院事業については、平成25年11月27日付け25高私産第15号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「大学の附属病院に係る計算書類の記載方法について」が発出されており、受託事業については、日本公認会計士協会学校法人委員会研究報告第5号「受託事業等の会計処理に関するQ&A」(平成7年2月2日・最終改正：平成26年9月3日)が公表されているので、その詳細については当該通知及び研究報告を参照されたい。

(3) 補助活動収入

補助活動事業から生じる収入は、前述した(小科目)補助活動収入で処理される。そして、これらの収入に対応させられる支出は、(大科目)教育研究経費支出又は(大科目)管理経費支出に、それぞれの支出の内容に応じた小科目で処理されるのが原則である。

ただし、この食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入と支出すなわち補助活動の収入と補助活動の支出については、「基準」第5条における定め「食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもって表示することができる。」によって、収入と支出が相殺表示できることとなっている。その詳細については、日本公認会計士協会学校法人委員会実務指針第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」(昭和51.3.9・最終改正：平成26.9.30)及び後述第5条解説を参照されたい。

(4) 認可保育所事業収入

認可保育所における保育事業は附帯事業(付随事業)であるが、(大科目)付随事業・収益事業収入においてその事業に係る全ての収入を一括して「(小科目)保育所収入」等で記載しない。認可保育所の事業は経営状況を明らかにする観点から、部門を設けてその収入の内容に対応した科目(大科目・小科目)で処理する。また、支出についても同様で、設定した部門において支出の内容に対応した科目(大科目・小科目)で処理する。その詳細については、平成14.7.29付け14文科高第330号文部科学省高等教育局私学部長通知「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」、前述「平成21年2月26日付け20文科高第855号通知」及び日本公認会計士協会学校法人委員会研究報告第21号「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」(平成14.7.29・最終改正：平成24.1.12)を参照されたい。

7 収益事業計算書類の提出と備付義務

本条により区分経理して作成された収益事業の計算書類は、私立学校振興助成法第14条第1項による提出計算書類に含まれ、この計算書類の用紙は日本工業規格A4判、編綴の順序は、『基準』第一号様式から第十号様式の計算書類の後に追加する(平成27年3月30日付け26文科高第1120号「平成27年度以後の監査事項の指定について」)。

また、私立学校法第47条には財産目録等の備付義務が定められているが、これらの財産目録等にも含まれる。

8 改正の変遷

本条は、昭和51年4月1日付け文部省令第14号により、昭和46年4月1日に制定した条項を改正したものであり、第1条において「基準」制定の根拠法が私立学校法から私立学校振興助成法に変更されたことにより、本条で定める法を私立学校法と変更したものである。

※昭和46年4月1日制定「学校法人会計基準」

旧第3条(収益事業会計)

法第26条第1項に規定する事業に関する会計(次項において「収益事業会計」という。)に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行なわなければならない。

…略…

※学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(昭和51年4月1日付け文部省令第14号)
(学校法人会計基準の一部改正)

第3条 …略…

第3条第1項中「法第26条第1項」を私立学校法(昭和24年法律第270号)第26条第1項に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。